

高島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 2 月 27 日

令和 5 年 3 月 27 日改定

高島町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町は、平坦地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、果樹や酪農を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念させていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平坦地では、土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう本委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めるものである。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する本町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目

指す農地の状況等を示すものであり、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成29年3月)	3,860ha	101.9ha	2.64%
3年後の目標 (令和2年3月)	3,810ha	70.0ha	1.83%
目標 (令和5年3月)	3,760ha	37.6ha	1.00%

<目標設定の考え方>

昨年10月に開催された山形県農業委員会大会において決定された「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」のさらなる推進に関する申し合わせ決議に基づき、遊休農地の発生防止・解消に向け、目標とする令和4年度末までに、農地利用最適化推進委員の不設置基準である遊休農地率1.0%以内を目指すものとする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当地区ごとに、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施

について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施し、その結果を踏まえ農地法第 34 条に基づく農地利用関係の調整を行う。

なお、従来の農地パトロールのなかで行ってきた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用活動調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用状況調査とその調査の結果については、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成29年3月)	3,860ha	2,048ha	53.1%
3年後の目標 (令和2年3月)	3,810ha	2,350ha	61.6%
目標 (令和5年3月)	3,760ha	2,632ha	70.0%

<目標設定の考え方>

遊休農地と同様に、昨年10月に開催された山形県農業委員会大会において決定された「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」のさらなる推進に関する申し合わせ決議に基づき、各地区において策定された「人・農地プラン」による担い手農家への農地集約化を推進していくものの、国、県が示す令和4年度末で担い手への集積率80%、90%を達成するには、圃場整備未実施地区を多く抱える本町としては、大変、厳しい状況にあることから、本委員会では目標とする令和4年度末までに、農地利用最適化推進委員の不設置基準である集積率70.0%を目指すものとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又はいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状（平成 25 年 4 月～ 平成 29 年 3 月）	8 人 (19. 1 ha)	6 法人 (5. 0 ha)
3 年後の目標 (令和 2 年 3 月)	12 人 (25. 0 ha)	7 法人 (6. 0 ha)
目標 (令和 5 年 3 月)	16 人 (30. 0 ha)	8 法人 (7. 0 ha)

※ 現在の個人新規参入者数は、認定就農者 12 名のうち、親元就農者 4 名を除いた数である。

※ 現在の法人新規参入者数は、条件付き借入れで参入した一般企業 3 社、農業者以外から農業に参入した農地所有適格法人 3 社である。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学も含めた相談会等を実施する。

② 企業等の参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業等の農業参入も担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構の活用も含めて、積極的に企業等の参入を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域受入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、本委員会は次の役割を担っていく。

- ① 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ② 農家への声掛け等による意向把握
- ③ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ④ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ⑤ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力